

熊本県立球磨支援学校 高等部「生徒心得」
(生徒として守り心がけること)

高等部生徒としての自覚を持ち、ふさわしい態度や行動をする

1 通学

- (1) 原則として、自力通学とする。
- (2) 自転車通学をする生徒は、必要書類を提出し、許可を受ける。通学の際は、原則ヘルメットを着用する。
- (3) 公共交通機関で通学をする生徒は、制服で通学し、交通ルール、乗車マナーを守る。
- (4) 登下校時間を守り、寄り道をせずに家に帰る。

2 学校生活

- (1) 学校の活動にせいっぱい取り組む。
- (2) 学校生活のルールや時間を守る。
- (3) 学校生活に必要なものは持ってこない（金銭、CD、DVD、ゲーム、カード、プレゼント、雑誌、漫画、危険物等）。
- (4) 友達同士で、金銭や物の貸し借りはしない。
- (5) 携帯電話・スマートフォンの持ち込みについては、必要書類を提出し、許可（通学において、防犯等の理由から必要があると認めた場合のみ）を受け、登校後、電源を切り、校内では使用しない。
※「携帯電話・スマートフォン使用について」を参照

3 服装・身だしなみ

- (1) 学校で決められた制服、作業服をきちんと着用する。
 - ア 制服のシャツ（夏・冬）の下に着用する下着（Tシャツ等）は、外から見て分からない程度の華美でないものとする。また、制服、作業服、体操服からはみ出さないように着用する。
 - イ 制服、作業服のズボンは、すそをふまない程度の長さにする。
 - ウ 制服の下には、体操服を着用せず、寒い時は、タイツ等を履くようにする。
 - エ スカートは、膝がかくれるぐらいの長さにする。タイツは、華美でないものとする。
 - オ 制服及び作業服のズボンは、原則としてベルトを着用し、ベルトは飾りの付いていない、華美でないベルトを使用する。
 - カ 靴下は華美でないものとする。
 - キ 登下校の靴は華美でないものとし、ひも通しに全部ひもをとおしてはいたり、かかとをふまないようにしたりして正しく履く。
 - ク 冬季の防寒着（手袋、ネックウォーマー、マフラー、耳あて、ニット帽子、ベンチコート等）は、登下校時・校外学習の移動時のみ使用する（手袋のみ、気候に応じて体育時可能）。また、現場実習の通勤には、華美でないものを着用する。
 - ケ ジャケットの下に着用する防寒着（学校指定のベスト以外）を着用する場合は、すそや、襟から見えないように着用し、華美でないものを着用する。また、フード付きのパーカーやハイネックは不可とする
 - コ 腕時計は、華美すぎないものを着用する。ただし、時計以外の機能は使用しないものとする。
※事情がある場合は、担任に許可を得てから着用すること。

《正しい制服の着方》

＜冬服＞



＜セーター着用＞



＜中間服＞



＜夏服＞



＜冬服＞



＜中間服＞



＜夏服＞



- (2) 原則として、冬服は11月1日から4月30日、夏服は6月1日から9月30日とするが、気候や天候に応じ適宜移行する（作業服、体操服も同様とする）。
- (3) 体操服の替えは、原則として、白、黒、グレー、紺等の華美でないものとする。
- (4) 前髪は目にかからないようにする。また、髪は常に清潔にする。
- (5) パーマ、脱色、髪染めはしない。
※事情がある場合は、担任に相談する。
- (6) 化粧や口紅（色つきのリップクリームも含む）、マニキュアはせず、また、伊達眼鏡、カラーコンタクト、ピアス、指輪、ネックレス等の装飾品は身に付けない。
- (7) 眉毛、まつげの加工は行わない。

4 人とのかかわり

- (1) 気持ちのよい挨拶や言葉遣いを心がける。
- (2) 人を思いやる気持ちを心がけ、相手が嫌がる呼び方で呼ばない。
- (3) 手紙やメール（LINE含む）等のやり取りは、マナーを守って行うようにする（回数、内容等）。ただし、メール（LINE含む）は学校内では行わない。
- (4) 学校外でも、高額なプレゼントのやりとりはしない。
- (5) 高校生としてふさわしい交友関係を築く。

5 携帯電話・スマートフォン等の使用

- (1) 家庭でフィルタリング等の機器設定を行い、きまりを守って利用する。
- (2) SNS（LINE等）で見知らぬ人とメール等でやりとりをしたり、コミュニティーサイトや出会い系サイト等を利用したりしない。
- (3) 他人を傷つけるような書き込み、自分や友達の顔写真や名前、住所、電話番号、メールアドレスの書き込みはしない。
- (4) インターネット・携帯電話・スマートフォン等の利用は、夜9時までとする。
※熊本県教育委員会での「くまもと携帯電話スマートフォンの利用5か条」では、“夜10時から朝6時は使わない”となっていますが、本校としては、就寝準備や就寝時間を考慮し、9時までとしています。

6 校外での生活

- (1) 外出するときには、保護者に行き先を伝えて出かける。
- (2) 夜（日没後）の外出及び外泊は保護者と一緒に行く。

＜外出時間の基準＞

- ・夏（4月～9月）は午後7時までに帰宅
- ・冬（10月～3月）は午後6時までに帰宅
- ・イベント事（町内の祭etc…）

生徒同士	夏（4月～9月）は午後7時までに帰宅
	冬（10月～3月）は午後6時までに帰宅
保護者同伴	午後9時までに帰宅

- (3) 危険な場所（山や川の急流など）や立ち入りを禁止されている場所には行かない。
- (4) カラオケ・ゲームセンター・インターネットカフェ等へは、保護者と一緒に行く。
※18歳未満の出入りが禁止されている場所への出入りはしない。
- (5) 飲酒・喫煙・薬物は絶対に行わない。また、持たない。
- (6) 刃物やその他の危険物を絶対には持たない。また、持ち込まない。
- (7) アルバイトについては、原則禁止とする。（ただし、家庭の経済的事情等によりやむを得ずアルバイトを必要とする場合は、担任に相談する。）
※別添の「アルバイトに関する規定」参照
- (8) 原動機付き自転車免許の取得については、担任、保護者とよく相談し、必要書類を提出して、許可を受ける（進路に関する場合や諸事情を考慮し、学校が必要と認めた場合のみ、2年生から）。免許を取得した場合は、必要書類を提出して免許証を学校に預け、卒業時に受け取る。
- (9) 自動車の免許取得については、担任、保護者とよく相談し、必要書類を提出して、許可を受ける（3年生で進路先や通勤時に必要な者のみ）。ただし、自動車学校に通うための欠席は原則認めない。

7 選挙運動、政治的活動等について

- (1) 学校は政治的中立の場であり、校内では選挙運動及び政治的活動等は行わない。
- (2) 選挙運動については、選挙運動期間に満18歳以上の者のみが認められているが、公職選挙法に基づき、モラルとマナーを守って行うこと。
- (3) 放課後や休日等に校外で選挙運動及び政治的活動等を行う場合は、保護者の事前の理解を得ること。